

日本予防医学リスクマネジメント学会定款

2013年5月1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は日本予防医学リスクマネジメント学会(Japan Society of Risk Management for Preventive Medicine。略称 JSRMPM)と称する。本会の法人格は当分の間「その他の任意団体」とする。

(国際団体との関係)

第2条 本会は国際医療リスクマネジメント学会(International Association of Risk Management in Medicine。略称 IARMM)の下部団体の1つとして、それらの国際学会の運営原則に従って管理・運営される。

2. 本会は IARMM 世界本部(〒113-0033 東京都文京区本郷 4-7-12 コーポカバサワ 102)内部に併設し、IARMM の活動に協力する。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会の目的は、医療安全問題を除く健康と安全の諸問題を対象として、その予防医学対策の科学的策定に寄与する研究活動の交流を国際水準で促進することを目的とする。臨床上のリスクマネジメントについては、別途の組織にゆだねる。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 会務総会、学術総会およびその他の学術集会の開催。
2. 学術機関誌およびその他出版物の刊行。
3. 専門分科会は理事の発案にて、理事会に届け出て設立する。
4. 地方会は理事の発案にて、理事会に届け出て設立する。
5. メーリングリストにて国内外の会員を登録し、各種の案内を行う
6. その他本会の目的達成に必要な事業。
7. 研究及び調査
8. 内外の関連学術団体等との連絡及び協力

第3章 会員および名誉会員

(種 別)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

正 会 員 医療と安全に学識又は研究経験のある個人。

- 準会員 医療と安全に関心のある学部学生。(大学院生は正会員とする)
- 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体。
- 顧問 当領域に著名な研究業績ないし社会活動業績を有する人。任期はない。
- 名誉会員 本会に著しい功労のあったもの又は学識経験者で会務総会において推薦された者。任期はない。

(会員の権利)

第15条 会員は学術総会に出席して学術研究の発表の資格を持つ。会員は会務総会において議決する資格を有する。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は入会申込書と入会金振込控えを本会事務局に提出する。

(年会費)

第7条 正会員および準会員は会務総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
3. 顧問および名誉会員は年会費を納めることを要しない。

(賛助会員)

第8条 賛助会員は次の各項のいずれかを理事会の議を経て行うことができる。国際学会となる日本の賛助会員は別途国際学会の賛助会員になる必要があるが、その規約は本条に順じる。

1. 本会ホームページのしかるべき箇所にリンクを形成して賛助会員名を公開する。ただし、このリンクへの掲載は電子メールによる会員への通知を行わない。
2. 本会の機関誌での掲載。
3. ニュースレター掲載の場合は、電子メールで案内の時に会員に伝達される。
4. 学術集会開催のポスターでの掲載。
5. 賛助会員は別途定める年会費を納める必要がある。
6. 掲載の依頼先は本会事務局あてとして、広告担当委員がその適否を審査し、事務局に回答する。

第9条 賛助会員には日本学会機関誌を配布する。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会申請をしたとき。
2. 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
4. 3年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。

(休 会)

第11条 休会届けは認めない。

(退 会)

第12条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を本会事務局に提出しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会務総会の議決を経て、理事長が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。弁明は会員資格委員会に対して書面にて提出する。

1. 本会の定款又は規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第14条 既納年会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員および運営委員

(役員)

第16条 本会は、別途設ける役員選考規定に従って次の役員を置き、本会の運営方針の審議および評価に参加する。これらの役員の任期原則として4年とする。その再任を妨げない。

監事：2名。任期4年。再任は認めない。

理事長：1名。任期4年。原則再任を認めない。

理事：30名。任期4年。再任を妨げない。

評議員：若干名。任期4年。再任を妨げない。

2. 理事長および理事は2期続けて理事会に出席しない場合はその資格を失う。ただし、委任状提出の場合はその限りではない。
3. 評議員は2期続けて会務総会に出席しない場合はその資格を失う。ただし、委任状提出の場合はその限りではない。

第17条 役員の任務を次のように定める。

1. 理事長は本会を代表し、会務を執行する。また、年次会務総会を主催し、随時、理事会等を議長として召集する。
2. 理事長は理事会に出席して、総会開催とその他の会務との連絡、運営の円滑化に努力する。
3. 理事は会務を審議・運営する。また理事会に参加し、本会の重要な事項を審議する。
4. 理事長および理事は本会の運営に必要な資金の確保に協力する義務を有する。そのために、会員の確保および募金活動を行う。
5. 監事は本会の会計およびその他の会務を監査し、その結果を理事会ならびに会務総会に報告しなければならない。

(運営委員)

第18条 本会は次の委員によって会務を運営する。

会員資格委員：理事以上の役員の内1名が委員長として運営する。任期4年。再任を

認めない。

日本学会機関誌編集委員：理事以上の役員の内1名が委員長として運営する。任期4年。再任を禁じる。

学術総会会長：評議員以上の役員の内1名が学術総会を当該会長として主催する。任期1年。

その他：適時専門委員会とその委員長等を設け、会員の学会活動の促進を行う。その委員長は評議員以上とする。

(監事の職務)

第19条 監事は本会の業務及び財産に関し、次に掲げる職務を行う。

1. 会計を監査すること。
2. 理事の業務執行状況を監査すること。
3. 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを会務総会に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、会務総会又は理事会の招集を、請求し、若しくは招集すること。
5. 監事は理事会に出席することができる。ただし議決には加わらない。

第20条 名誉会員および役員を選考方法は別に定める。

第21条 本会の事務処理するため、必要な職員を置く。

2. 職員は理事長が任免する。
3. 職員は有給とする。

第5章 会議および学術集会

(種別)

第22条 総会は会務総会と学術総会に分けられる。

会務総会は理事長が主催し、会務についての審議決定を行う。会務総会における議決は出席者の多数決による。学術総会では年次総会会長が主催し、会員の研究発表を行う。

(会務総会)

第23条 通常会務総会は毎年1回理事長が招集する。会務総会は、第5条の正会員をもって構成する。

2. 臨時会務総会は、理事会が必要と認めたとき理事長が招集する。
3. 前項のほか、正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき、又は第19条第4号の規定により、監事から召集の請求があったときには、理事長はその請求があった日から30日以内に臨時会務総会を招集しなければならない。
4. 会務総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は機関誌の広告をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(会務総会の議長)

第24条 会務総会の議長はその総会において出席正会員の中から選出する。

(会務総会の議決事項)

第25条 会務総会はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項。
2. 事業報告及び収支決算についての事項。
3. 財産目録及び貸借対照表についての事項。
4. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(会務総会の定足数等)

第26条 会務総会は正会員現在数の過半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示したものは、出席とみなす。

2. 会務総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員への通知)

第27条 会務総会の議事の要領及び議決した事項は全会員に通知する。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(理事会の招集等)

第29条 理事会は毎年1回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき及び第15条8の規定により、監事から招集の請求があったときは、理事長はその請求のあった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
3. 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示したものは、出席とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(年次学術総会)

第31条 学術総会会長の選出に関して立候補制とし、複数の候補者が存在するときは、理

事会の議を経て、会務総会の承認を得る必要がある。被選挙人がない場合は、理事長が候補者を選定し、理事会および会務総会に諮る。

第 32 条 学術総会での代表発表者は本会の会員に限る。ただし、学術総会の聴衆のみの参加の場合非学会員でも良い。

(分科会)

第 33 条 理事は分科会届けを提出することができる。分科会は理事の責任で主催する。各分科会はセミナーやシンポジウムを各年内に開催する義務を有する。

2. これらの開催に際して、広報活動および各種資料の作成などの各種事務は必要に応じて本会事務局が協力する。

(教育・研修会および特別学術集会)

第 34 条 教育・研修プログラムおよび特別学術集会は理事会の議を経て、会務総会の承認を得た後に、開催する。

(地方会)

第 35 条 地方会を形成することができる。地方会は理事ないし評議員の責任で開催する。

第 6 章 機関誌、単行本およびニュースレター

(機関誌と単行本)

第 36 条 本会は会員の研究発表のため機関誌(和文名「日本医学安全誌、英語名 Japanese Journal of Medical Safety)を年間数次にわたり刊行する。本会会員および関連団体にはその機関誌を配布される。

2. その編集委員会の組織は別に定める。
3. 機関誌の投稿規定は別途定める。
4. 本会会員以外の方は年間 2 万円にて特別購読ができる。

第 37 条 日本学会の機関誌と単行本は著作物の国際識別のためにそれぞれ固有の ISBN 番号ならび ISSN 番号を付して JSRMPM が発行する。

第 8 章 年会費および参加費

(日本学会年会費)

第 38 条 年会費は理事 7 千円、その他の正会員 5 千円、準会員 2 千円、および賛助会員 1 口 10 万円以上とする。顧問および名誉会員の年会費は徴集しない。しかし、有料のプログラムへの場合は個別に参加登録し、その参加費を収めなければならない。

第 39 条 本会の各種学術集会の参加費の割引、学術機関誌(「医療と安全」)の受領、日本語メーリングリストの受信、専用欄の閲覧ができ、最新の関連情報を取得できる。

第 9 章 資 産

(資産の構成)

第 40 条 本会の資産は次に掲げるものを持って構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産。
2. 入会金及び会費。
3. 財産から生じる収入。
4. 事業に伴う収入。
5. 寄付金品。
6. その他の収入。

(資産の種類)

第 41 条 本会の資産を分けて基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
基本財産とすることを指定して寄付された財産
理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産
3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 42 条 本会の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が定める。

(基本財産の処分の制限)

第 43 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。
ただし、本会の事業遂行やむをえない理由があるときは理事会の議決を経、会務総会の承認を受けてその一部に限りこれらの処分をすることができる。

第 10 章 予算および経費

(経費の支弁)

第 44 条 本会の事業遂行に要する経費は運用財産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、会務総会に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

2. 各事業の各事業の責任者は、執行年度の前年の会務総会で開催される理事会にそれぞれの事業の年度予算と支出計画を報告し、更に総会の承認を得る必要がある。

(例) 2004 年度の各事業の予算と支出計画は、2004 年 2 月の学術総会の際に開催される理事会および会務総会で承認を必要とする。

3. この措置は 2004 年度分から実施し、各事業の 2003 年度分は後述する事業報告書の提出だけとする。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出を

することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 47 条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、終始計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産も食え置くなどとして製作し、監事の監査を受け、理事会の議を経て、その会計年度終了後 3 月以内に会務総会に報告しなければならない。

2. 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の認証を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

3. 学会全体の年度事業報告書には、本会の財務運営の透明性の確保のため、学術総会の会計報告書および雑誌(和英の双方)編集の会計報告書も含めて、すべての会計報告書をホームページなど本会の広報メディアに公開する。

4. 年次学術総会会長は総会終了後 6 ヶ月以内にその事業報告書を監事に提出し、点検を受ける。事業報告書の支出部分のすべての領収書を添付する。監事の承認後に学会ホームページに公開する。会計の残金を学会に移管する。

5. 雑誌編集の編集長は年度末より 3 ヶ月以内に事業報告書を監事に提出し、点検を受ける。会計報告書の支出部分のすべての領収書の添付を要する。監事の承認後にホームページに公開する。会計の残金は学会に移管し、編集部分の繰越金とする。

(長期借入金)

第 48 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議を経て、会務総会の認証を受けなければならない。

(会計年度)

第 49 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第 11 章 広報および会員への情報伝達

第 50 条 本会は会員に対する情報伝達は機関誌、ホームページ、事務連絡用メーリングリストおよびポスターである。

第 12 章 会則の変更、解散、その他

(会則の変更)

第 51 条 この会則は、理事現在数および正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第 52 条 本会の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 53 条 本会の解散のときに有する残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、本会と類似の目的を有する公益法人に寄附する。

第 54 条 会員資格委員会を設け、会員の本会に関わる活動を学術的見知から適正化を促すため、本会内外からの会員の活動の審議要請を受け、会務総会に諮る。

付 則

第 1 条 本会則は平成 25 年 5 月 1 日より発効する。

日本予防医学リスクマネジメント学会名誉会員および役員選考規定

第1章 顧問および名誉会員

- 第1条 会則第5条に定める顧問および名誉会員は、広く会員の中から候補者が選考される。
- 第2条 顧問および名誉会員の決定は、理事会においてその資格を審議し、総会で承認されなければならない。
- 第3条 顧問の資格審議に当たっては次のような基準によるものとする。
1. 当領域に著名な研究業績ないし社会活動業績を有する人。
 2. その他本学会に関連する他の専門領域の現職教授
- 第4条 名誉会員の資格審議に当たっては次のような基準によるものとする。
1. 永年本会会員として本会に尽力した人。
 2. 後進の教育、指導に功績のあった人。
 3. 当領域に著名な研究業績を残した人。
 4. 教授、その他本学会に関連する専門領域の現職から引退した人。
 5. その他特に本会会員として名誉会員の称号にふさわしいとみとめられた人。

第2章 役員

- 第5条 次期評議員の選考は次の方法による。
1. 評議員候補者は顧問および名誉会員を除く全会員より選出する。その選挙により5名以上の一般会員の投票を得なければならない。選挙は一般会員あたり1名を投票できる。
 2. 上記候補者については、会務総会の議を経て、理事長が委嘱する。
 3. 理事長、副理事長ないし本会の公式な学術集会の開催責任者が、その運営上評議員の追加を必要とする場合は、上記の1および2を当てはめない。
 4. 評議員の定数はない。
- 第6条 次期理事の選出は次の方法による。
1. 評議員より選出する。この選挙により理事は5名以上の評議員の投票数、および幹事は3名以上の評議員の投票数を必要とする。
 2. 理事長、副理事長ないし本会の公式な学術集会の開催責任者が、その運営上理事・幹事の追加を必要とする場合は、上記の1を当てはめない。
 3. 理事および幹事の定数はない。
- 第7条 次期会計監査は理事会の議を経て、顧問、副理事長ないし理事に委嘱する。
- 第8条 次期理事長の選出は、旧理事長の下での副理事長、上記の方法で新たに選出された理事ないし本会の日本人顧問の中から、評議員以上の評決による。初代は発起人代表者である。理事長の再任は認めない。
- 第8条 次期副理事長は理事の中から理事長が選出する。理事長経験者は含めない。